

○犬山市武道館の設置及び管理に関する条例

昭和58年3月17日条例第6号

別表第1（第7条関係）

武道館使用料（団体利用）

利用時間 区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日
施設名称	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
柔道場	円 870	円 1,460	円 2,330	円 2,130	円 4,460
剣道場	1,220	1,830	3,050	2,620	4,650

備考

- 1 この表において「団体利用」とは、10人以上の団体が武道館を利用することをいう。
- 2 営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 3 市外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 4 利用時間を前後に延長して利用する場合は、この表に定める使用料のほか、延長1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに延長して利用する時間が属する利用時間区分の1時間相当額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を徴収するものとする。
- 5 市内の小学校就学前の子ども、小学校の児童又は中学校の生徒が利用する場合の使用料は、無料とする。
- 6 午前9時から午後5時までの間において、電灯を使用した場

合は、実費を徴収する。

別表第 2（第 7 条関係）

武道館使用料（個人利用）

利用者区分 利用区分		児 童 ・ 生 徒	そ の 他 の 者
柔 道 場	1 回 券	円	円
剣 道 場		50	110
	11回 券	500	1,100

備 考

- 1 別表第 1 の備考 2、3 及び 5 の規定は、この表において準用する。
- 2 この表において「児童・生徒」とは、小学校就学前の子ども、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 3 使用料の算定に当たっては、別表第 1 に規定する午前、午後及び夜間の利用時間区分における利用について、それぞれ 1 回の利用とする。